

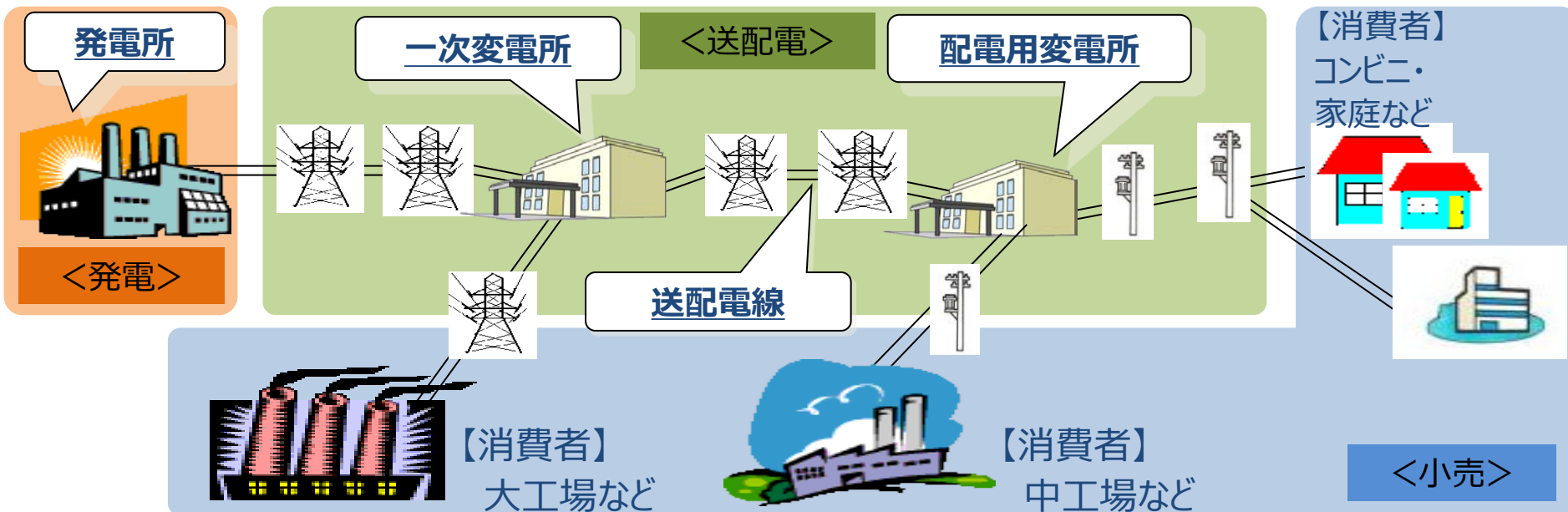
電力及びガスの小売全面自由化について

平成29年2月23日 高松会場
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会



日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 平成28年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。
※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。
※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになりました

- 従来、各家庭は地域の電力会社（四国地方であれば四国電力）から電気を購入。
- 平成28年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも平成32年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電気を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



旅行代理店



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



不動産管理会社

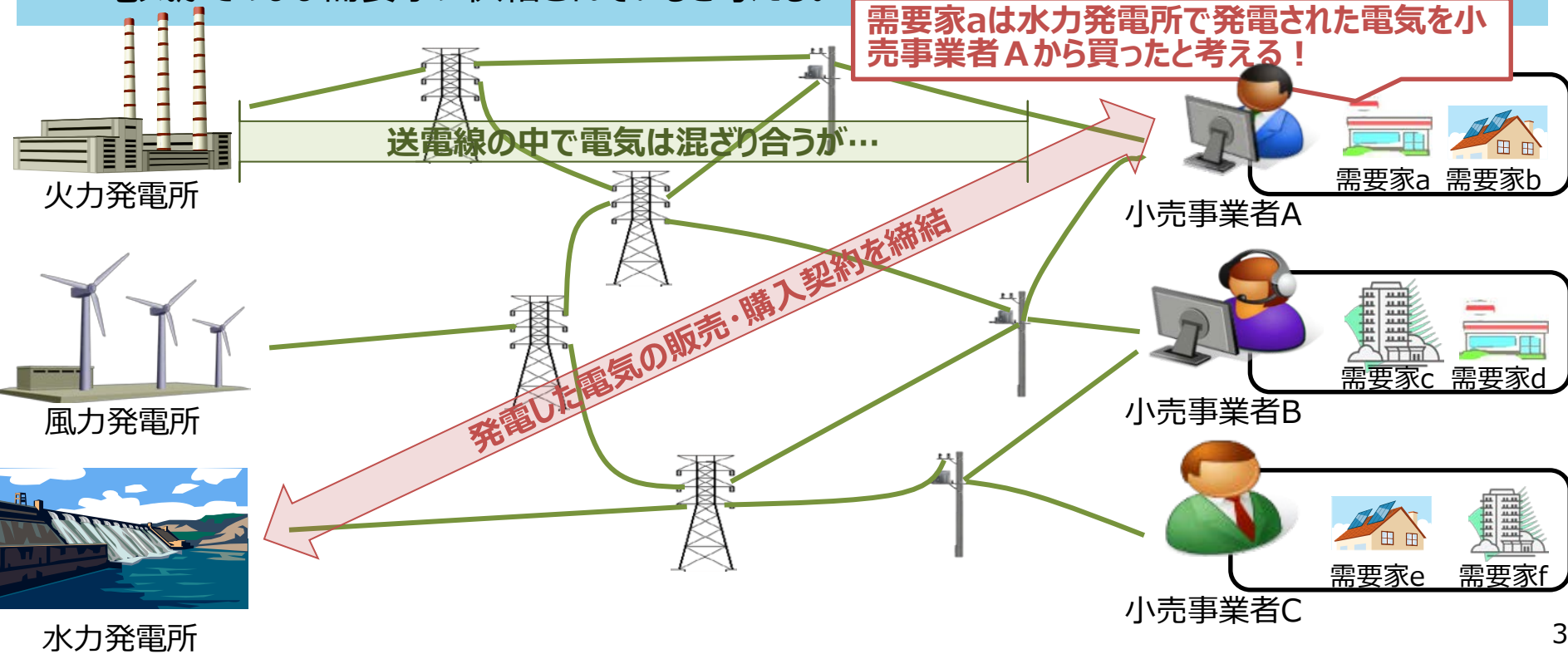


鉄道会社

etc.

電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

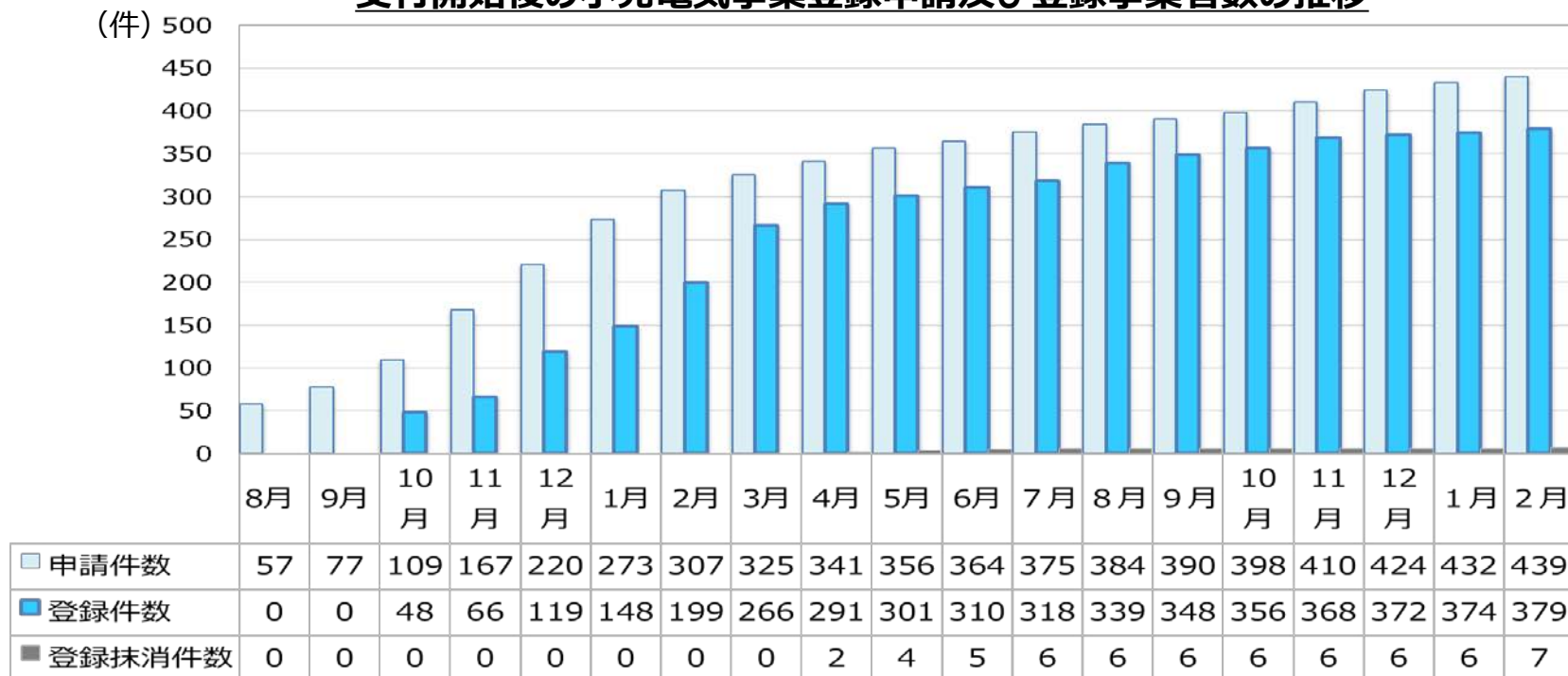
- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を買っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



小売電気事業者の登録数の伸び

- 平成27年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に、約440件の小売電気事業者登録の申請があり、2月10日時点で379社を登録。

受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



(備考) ○上記件数について、4月までの件数は月末時点。直近2月は2月10日までの登録件数。

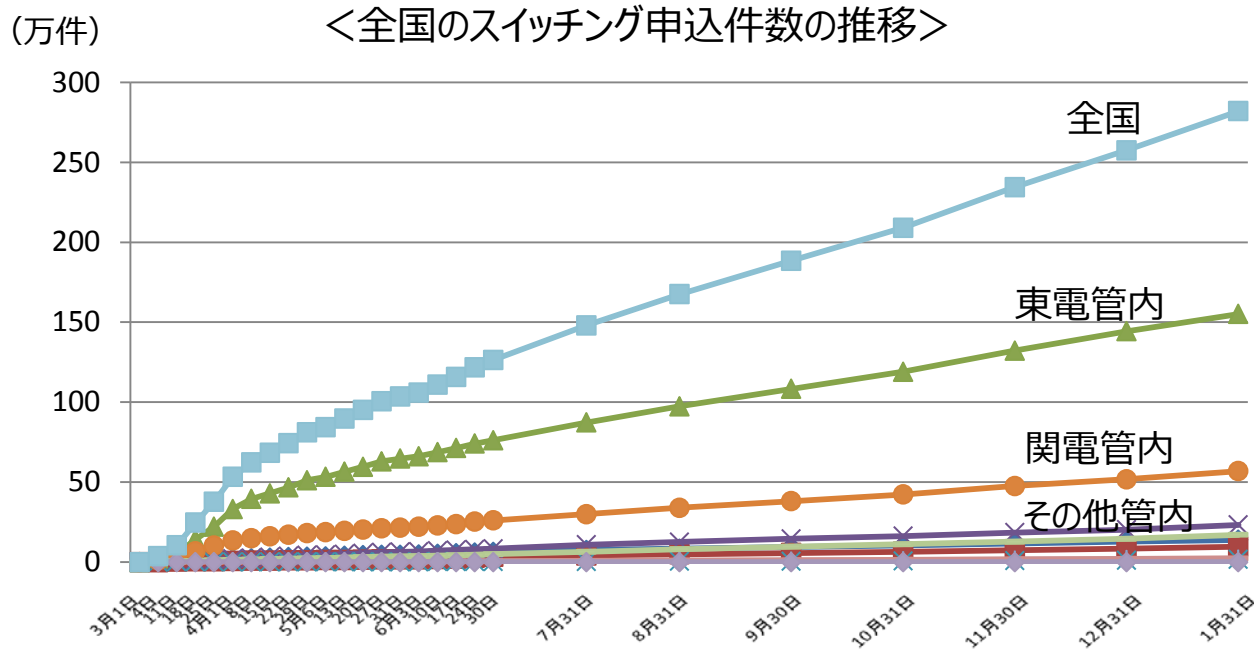
○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(2月10日時点で7件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

契約先切替え（スイッチング）の申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた1月31日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約282万件（全体の約4.5%）となっている。

※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。

- 他方、10月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約200万件であり（全体の約3.2%）、上記切替え件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約482万件（全体の約7.7%）となっている。



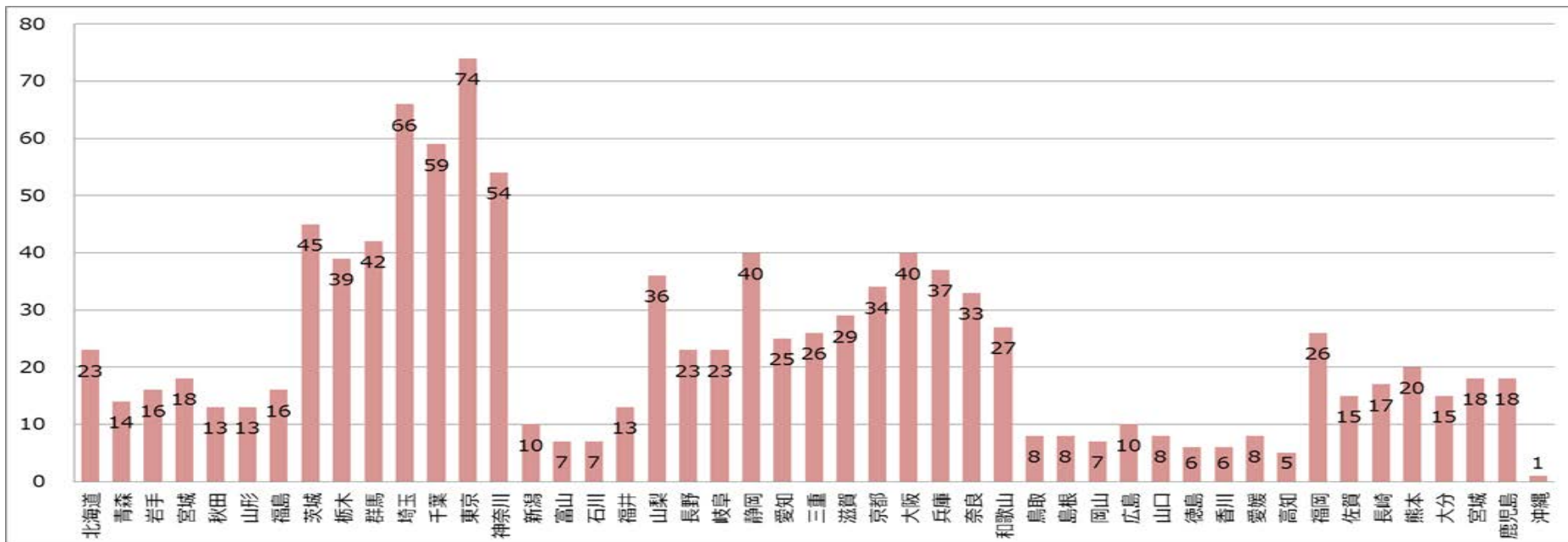
管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：％】
北海道	13.90	5.04
東北	9.73	1.78
東京	155.10	6.75
中部	23.28	3.06
北陸	1.68	1.36
関西	56.87	5.65
中国	1.96	0.56
四国	2.40	1.24
九州	17.09	2.75
沖縄	0.00	0.00
全国	282.01	4.51

(※) 2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

都道府県別の新規参入の状況

- 地域別には、東京・中部・関西・九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入している。
- 北陸（富山県・石川県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）では供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ないが、一定数は存在する。

供給実績がある小売電気事業者（都道府県別・低圧）

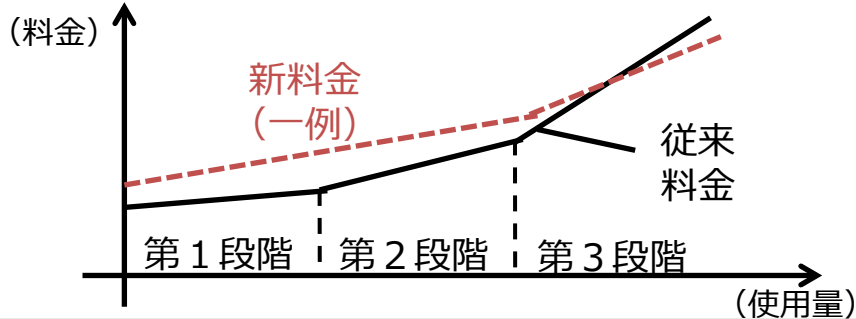


新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

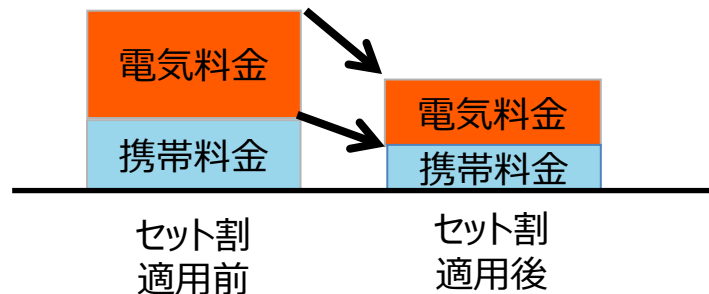
①段階別料金（各電力会社等）

→従来とは異なる従量料金体系を導入



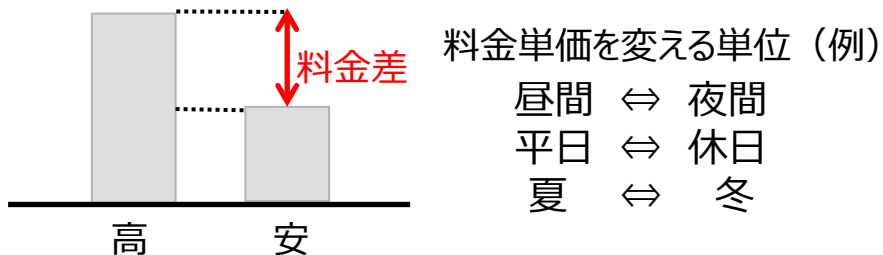
②セット割（東京ガス、ソフトバンク等）

→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施



③時間帯別料金（各電力会社等）

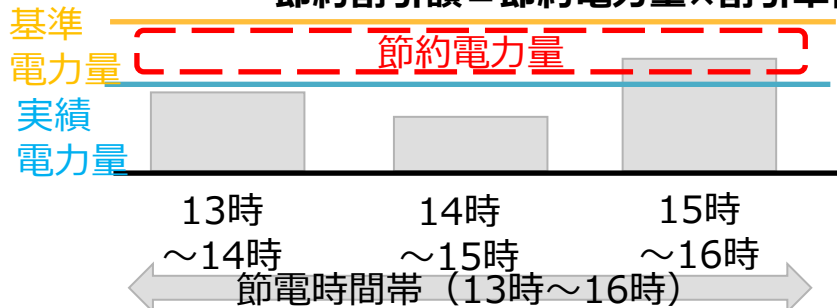
→時間帯に応じて、料金差を付ける



④節電割引（北陸電力）

→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

$$\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$$



変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い



電力会社を変えると、停電の頻度や電気の質が変わってしまう

49%



契約する会社が倒産すると、電気の供給が直ぐに止まる

56%



変更する際は、現在の電力会社と、変更先の電力会社の両方と手続きをしなくてははいけない

50%



スマートメーターを設置すると費用が発生する

54%

変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い

正解は…

**電力会社を変えても、
停電の頻度や電気の質は同じです。**

電力会社を変えると、停電の頻度や電気の質が変わってしまう

49%

正解は…

**新たな供給元が見つかるまでの間は、
地域の電力会社から供給されるので、
直ぐに止まることはありません。**

契約する会社が倒産すると、電気の供給が直ぐに止まる

56%

正解は…

**原則変更先の電力会社に
申し出るだけで大丈夫です。**

変更する際は、現社の電力会社と、変更先の電力会社の両方と手続きをしなければいけない

50%

正解は…

原則費用はかかりません。

スマートメーターを設置すると費用が発生する

54%

変更した人の声

変更した人の満足度は、概ね高い



手続きが簡単だった

82%



所要時間30分未満

60%



月々安くなった

56%



満足度は「自分がほしいレベル以上」

89%

はじめの一歩アクション

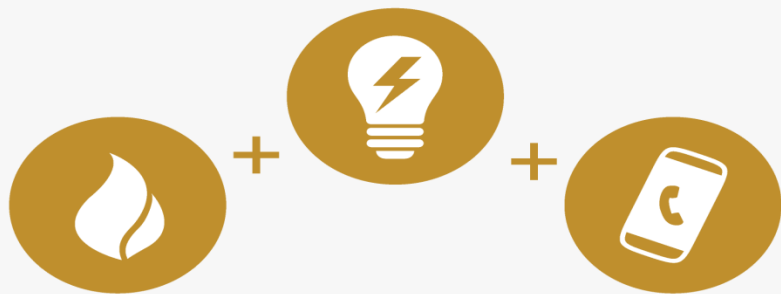
変更を検討するにはまずはこんなアクションから



料金比較サイトをチェックしてみる



お住まいのエリアの
電力会社一覧情報を確認する



家の中の他のインフラと組み合わせる



自分のライフスタイルを考えて
最適なプランを知る

電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①氏名、②現在契約を結んでいる電力会社名(=切替前の購入先)、③お客様番号、④供給地点特定番号、⑤切替希望日が必要。

①氏名

✓ ご契約者は誰か。請求書にどのように記載されているか(漢字か、カタカナか等)

③お客様番号

年度ご利用いただきありがとうございます。

YONEDEN 電気ご使用量のお知らせ		Electricity Service Statement		電気料金等領収済のお知らせ <input type="checkbox"/> 口座振替用	
■ 四電 太郎 様		■ ③お客様番号 999-9999-99-9999		振替月日	XX月XX日
XX年 XX月分 <small>ご使用期間</small> XX月XX日~XX月XX日		■ ②ご契約種別 従量電灯A		領収金額	XX, XXX 円
当月検針日 XX月XX日 次回検針日 XX月XX日		■ 契約種別コード 04		年月分	XX年XX月分
当月ご使用量 Electricity used	260 kWh	ご請求予定額 Total charge	振替予定日 XX月XX日 支払期日 XX月XX日	電気料金	XX, XXX 円 *****
前年同月ご使用量	300 kWh	口座振替割引 -XX円 再エネ発電賦課金 XXX円		消費税等相当額(再端)	XXX 円
当月指示数	16165	契約電力(容量)	力率	マイコン割引対象	5時間割引対象
前月(取付)指示数	15905			マイコン割引率	
差引き使用量	260				
取替前使用量					
取替月日					
計器番号・乗率	(100)				
燃料費調整単価	XX年XX月分 XX年XX月分	再エネ賦課金単価	XX年XX月分	ご指定口座 指定口座の表示を希望されるお客様はご連絡ください	
最初の11kWhまで	X. XX円 X. XX円	最初の11kWhまで	X. XX円	 四国電力株式会社 検針員 四電 ご契約用お問合せ先 0120-XXXX-XXXX 停電等のお問合せ先 0120-XXXX-XXXX	
上記をこえる1kWhにつき	X. XX円 X. XX円	上記をこえる1kWhにつき	X. XX円	④供給地点特定番号 08-0XXX-XXXX-XXXX-XXXX-0000 (平成28年1月以降の請求時に記載)	

✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
 ✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

④供給地点特定番号

(平成28年1月以降の請求時に記載)

・本状により当社の集金員が集金に伺うことはございません。

・「ご請求予定額」は、実際のご請求額とは異なる場合がございます。

・ご契約種別ごとの電気料金は当社ホームページをご覧ください。

電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ **小売電気事業者の社名や連絡先**
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ **契約期間はいつからいつまでか？**
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ **契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？ 解約手数料などは発生しないのか？**
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ **電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？** など

国民生活センターや本委員会等に寄せられた相談事例とアドバイス

①電力会社の代理店を名乗る者から、「料金プランをご案内するため、手元にある請求書の写真を撮らせて欲しい。」と言われ、写真を撮られた上で、パンフレットとともに承諾書の署名を求められた。署名をしたら、契約締結となるのではないかと心配。

⇒委託元の電力会社への請求書情報の提供を承諾しただけであれば、契約を締結したことにはならない。電力会社には、情報提供承諾書の内容を適切に説明するよう指導したが、消費者も内容を確認することが重要。

②電力会社の関連会社を名乗る人から「自由化になるが、電気代を無料にする話がある」と言われ話を聞いたが、太陽光パネルで発電・売電すれば電気代が安くなるということでパネルのセールスだった。

⇒電力自由化と太陽光パネル設置は無関係。「電気代が安くなる」という場合は、どういった条件で安くなるのか確認することが重要。不要な商品やサービスであれば、きちんとその旨の意思表示を。

③契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替えを申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。

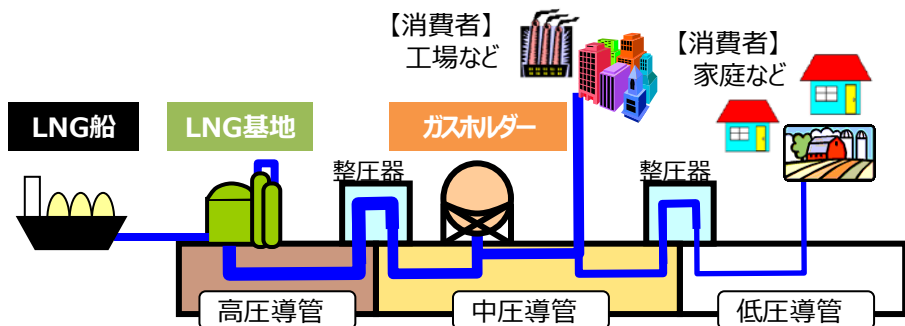
⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

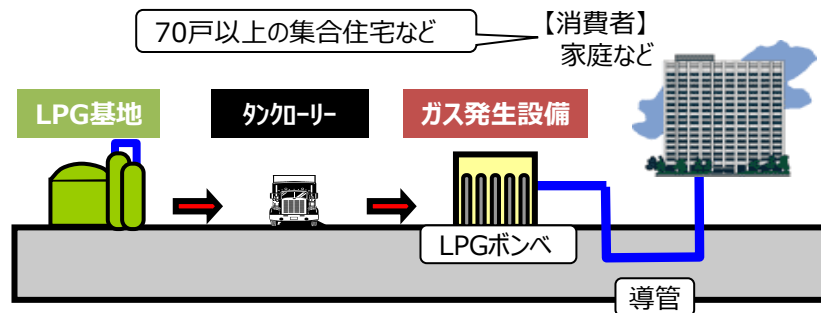
①都市ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



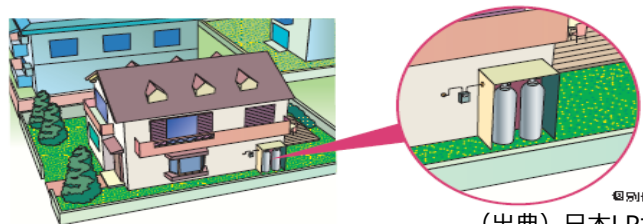
②簡易ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



③LPガスの供給イメージ

はじめから自由



個別供給システム

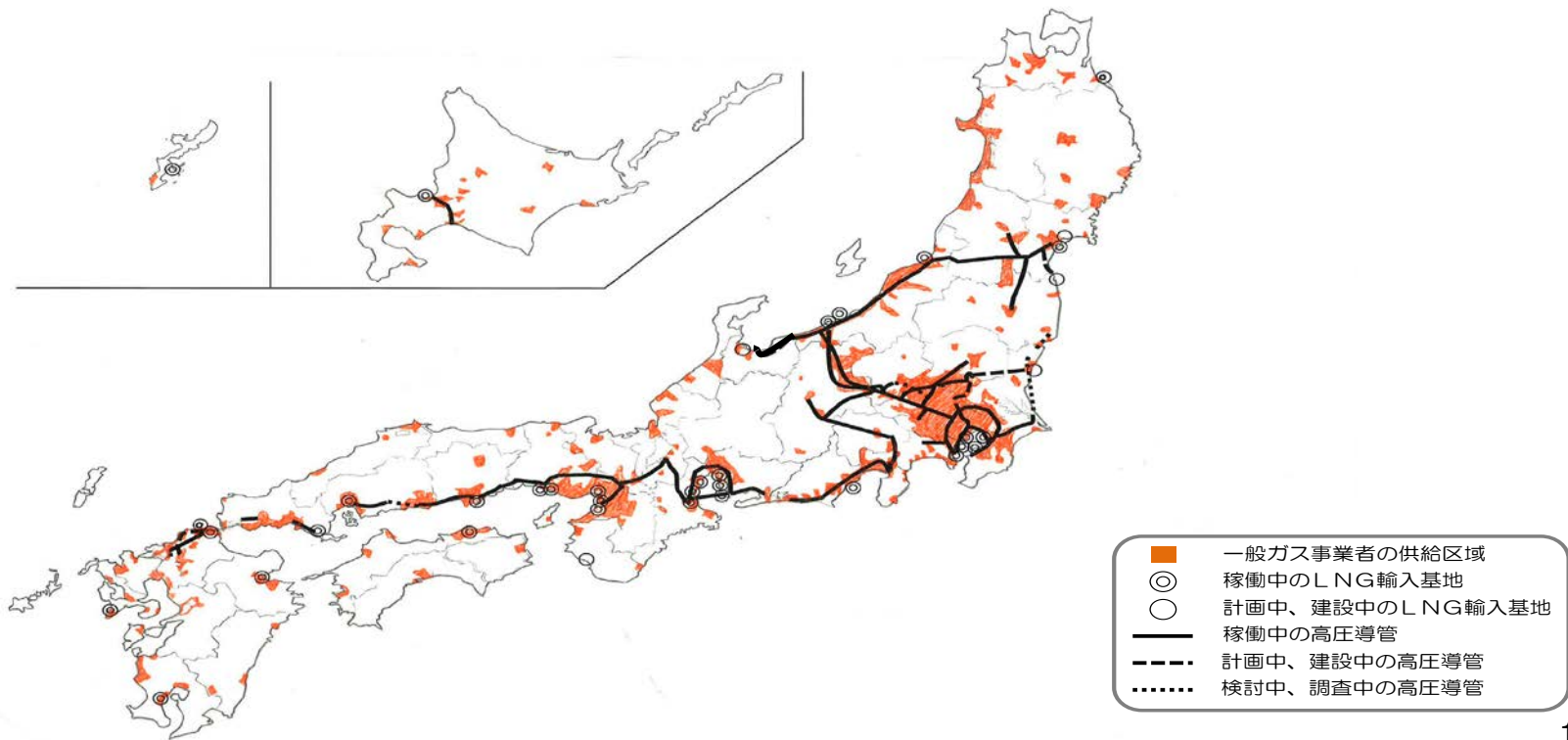
(出典) 日本LPガス団体協議会

■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億 m^3 /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億 m^3 /年
③LPガス	約2,450万件	68億 m^3 /年

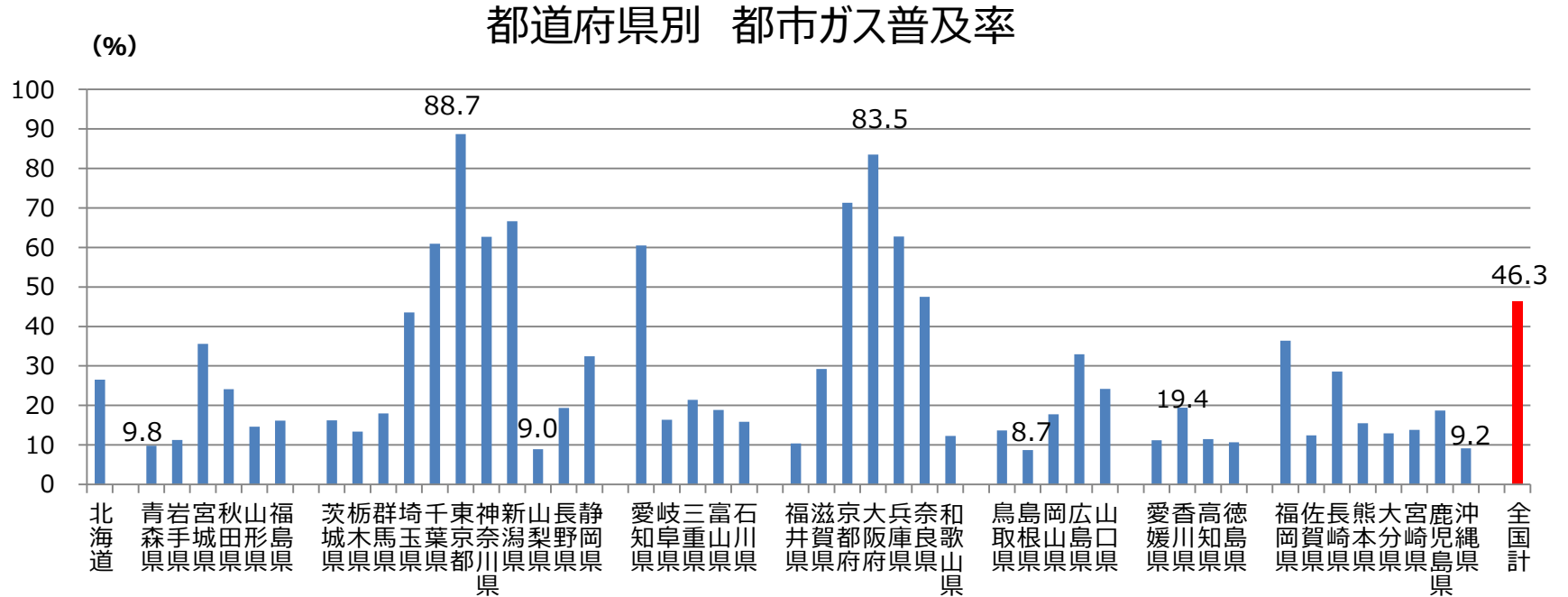
一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約 6 %。
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約 3 分の 2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約 46%（平成 26 年度末）。
- 東京や大阪は 80%を超えるものの、10%を下回る道府県が多い。

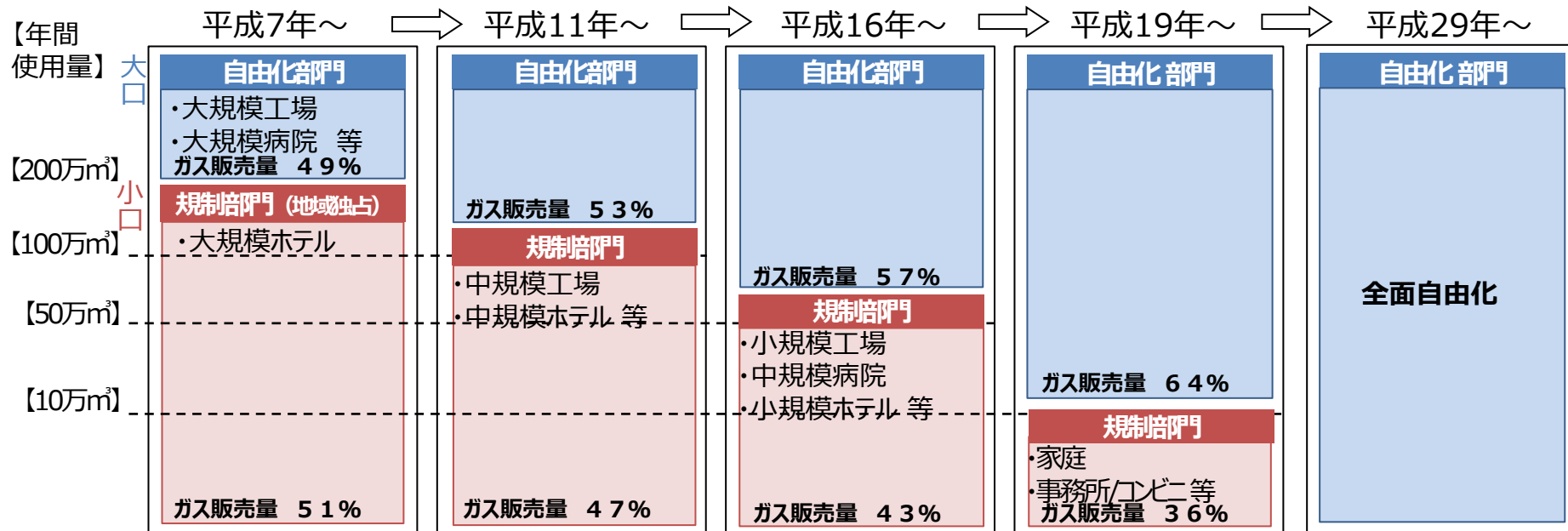


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 本年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。

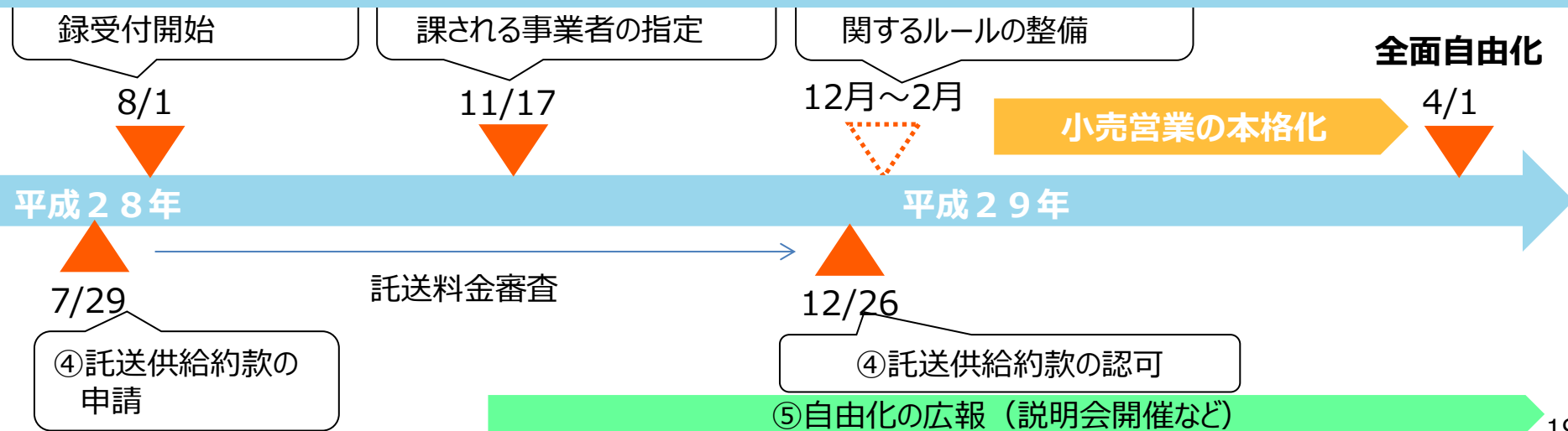


(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進んでない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シナリオは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（平成26年度実績）。

ガスの小売全面自由化（本年4月）に向けた取組

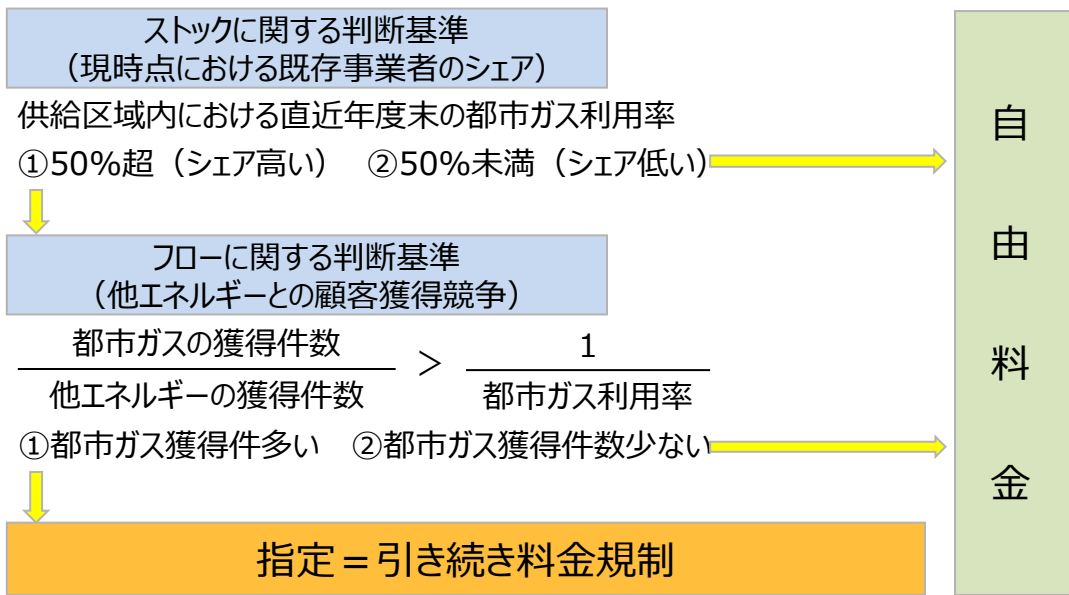
- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに25社が申請、13社（電力会社等）が登録
- ②経過措置(規制)料金が課される事業者の指定の審査
→ 一般ガス事業者：12事業者、簡易ガス事業者：432事業者を指定
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 → 認可
- ⑤自由化の広報



一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、**原則、自由に料金を設定する。**
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの**十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。**
- 具体的には、以下の指定基準に基づき事業者を指定。

<指定基準>



ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合 (年平均1%以下) 等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。

担当局	指定対象事業者 (一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯 (東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯 (南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア (100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

ガス小売事業者の申請・登録状況

- 今年の4月1日のガスの小売全面自由化以降、既存の都市ガス会社以外も、登録をすれば、ガスの小売が可能となる。このため、経済産業省では、昨年8月1日からガス小売の事前登録申請を受け付けている。
- これまでに、25社が、ガス小売事業の登録申請を実施。うち13社が登録済み。(2/17時点)

	関西電力	東京電力 エナジー パートナー	中部電力	日本 ファシリティ ソリューション	東北 天然ガス	熊本 みらい エル・エヌ・ ジー	九州電力	筑後ガス 圧送	国際石油開 発帝石	三菱石油	四国電力	JXエネ ルギー	朝日ガスエ ナジー
供給区域	近畿	関東	中部	関東	東北	九州	九州	九州	関東 北陸	関東 近畿 中国 九州	四国	北海道、東北、 関東、中国	中部 (朝日ガスエ ナジー導管沿 線、旧簡易ガ ス団地)
一般家庭 への 供給予定	あり	あり	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	あり 旧簡易ガス団 地のみ)
株主・ 出資比率	-	東京電力ホー ルディングス 100%	-	東京電力 45% 三菱商事 35% 関電工 10% 山武 ビルシステム 10%	東北電力 55% 石油資源 開発 45%	九州ガス 51% 日本瓦斯 (鹿児島) 34% 石油資源 開発 15%	-	西部ガス 100%	-	-	-	-	-

ガスの販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- ガスを販売する「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ **ガス小売事業者の社名や連絡先**
- ✓ いつからガスを供給するのか？
- ✓ **契約期間はいつからいつまでか？**
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ **契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？**
- ✓ 毎月のガス料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ **通常の手続きに加え、ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか？**
その支払い方法はどうか？（機器設置等の工事が必要な場合についても注意が必要）
- ✓ **ガス料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？**
- ✓ 契約を解約する場合、設備費や消費機器のリースなども含め、解約手数料などは発生しないのか？
発生する場合にはいくらになるのか？ など

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

➡ 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

➡ 本年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。
(本年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)

「クーリング・オフ制度」とは？

…「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「新しい小売事業者からガスを買うと、保安面への影響があるのでしょうか？」

➡ 消費者の所有する内管を含めたガス工作物の保安や、ガスの事故等に際し現場に部隊を出動させ被害拡大を防ぐ緊急時対応は、一般ガス導管事業者が担うこととなります。
また、消費機器（ガスコンロ、ガス給湯器等）の調査や危険発生防止の周知等は、ガス小売事業者が担うこととなります。
その上で、ガス事業者間において保安に関し連携・協力する義務が法律上定められており、具体的な連携ルール等が整備されています。

まとめ

- 昨年4月より地域の電力会社以外からも電気の購入が可能になり選択肢が拡大。
- 電力のスイッチは「簡単」で「満足度」も高い。
- この4月からはガスの小売も全面自由化。
- 電力・ガス共にご契約に際しては注意が必要。事業者の説明をよく聞いて、納得してからご契約を。

万が一、悪質な事業者がいたり、ご相談事項がありましたら・・・

「経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口」

まで、ご連絡ください！

電話：03-3501-5725（直通）

（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）

メール：dentorii@meti.go.jp